

# ふるさと納税

## 「ワンストップ特例制度」

### ＜総務省 ふるさと納税ポータルサイト ー抜粋ー＞

確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組み（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が創設されました。（平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用）

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けるためには、ふるさと納税をする際に、申請書に記入の上、個人番号の確認書類と本人確認書類を添付して、ふるさと納税先団体へ申請書を提出する必要があります。

平成28年1月1日以降にふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合には、申請書に個人番号を記入する必要があります。このことを受けて、申請書とあわせて、個人番号の確認書類と本人確認書類の提出が必要となりましたので、下記の表のパターンに応じた確認書類をふるさと納税先団体へ提出してください。

	個人番号カードをお持ちの方	通知カードをお持ちの方	個人番号カードも通知カードもお持ちでない方
個人番号の確認書類	個人番号カードの写し (両面)	通知カードの写し	個人番号の書かれた住民票の写し
本人確認書類		運転免許証またはパスポートなどの写し ※顔写真が付いていない本人確認書類の場合は2つ以上の書類により手続きを行います。	

転居による住所変更など、提出済の申請書の内容に変更があった場合には、ふるさと納税をした翌年の1月10日までにふるさと納税先団体へ変更届出書を提出してください。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税をした方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方も、ふるさと納税に係る控除を受けるためには、これまで同様に確定申告書への記載が必要となります。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。（ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。）

※制度の適用を受けようとする場合は、上記の記載内容をご理解いただいたうえで、別紙「申告特例申請書」に必要事項を記入のうえ、寄附申込書と一緒に郵送願います。

平成 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	印
	個人番号	
電話番号	性 別	男 女
	生年月日	明・大 昭・平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

----- (切り取らないでください。) -----

平成 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書  
道府県民税

住 所	受付日付印
氏 名	殿

受付団体名	
-------	--